

「地域医療構想」の主旨

現在、医療を取り巻く環境は、かつてないほど大きな変化に直面しています。少子高齢化が急速に進行する中、限られた資源で、増加する医療及び介護需要に対応していくためには、今まで以上に医療と介護の連携が重要になってきます。

こうした中、平成26年6月に医療法が改正され、都道府県は地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を策定することとなりました。

構想区域（二次保健医療圏域）ごとに各医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の将来の必要量を含め、その区域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進することが定められました。

このような状況を踏まえ、本県においても医療環境の変化や制度改革等に適切に対応し、県民が安心して暮らすことができる医療の充実をさらに推進するため、「静岡県地域医療構想」として策定しました。

（平成28年3月策定）

「地域医療構想」の主旨

● 地域医療構想の基本理念

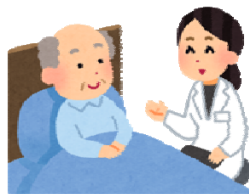
- ・医療ニーズの増加に対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするためには、病床機能の分化及び連携を進めていく必要があります。
- ・一方で、患者の視点に立てば、急性期の医療から在宅医療・介護までの一連のサービスが適切に確保され、さらに救急医療や居宅等で容態が急変した場合の緊急患者の受入れ等の適切な医療提供体制が確保されるなど、ニーズに見合った医療・介護サービスが地域で適切に提供される必要があります。こうした体制整備は地域包括ケアシステムの構築にとっても不可欠なものです。

● あるべき将来の医療提供体制の姿

- ・高齢化の進行に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から退院時の支援、在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保する必要があります。
- ・このため、「静岡県地域医療構想」では、各地域の現状・課題及び将来の医療需要の推計等を踏まえつつ、将来のあるべき医療提供体制の方向性を明示しました。

静岡県地域医療構想に掲げる「実現に向けた方向性」

1 病床の機能分化 ・連携の推進	(1) 地域におけるバランスのとれた医療提供体制の構築(病床の機能分化の促進)
	(2) 慢性期医療(療養病床)の在り方の検討
	(3) 病床機能の分化・連携に関する県民の理解促進
2 在宅医療等の 充実	(1) 在宅医療の基盤整備の促進
	(2) 介護サービスの充実
	(3) 在宅医療を支える関係機関の連携体制の構築
	(4) 認知症施策の推進
	(5) その他在宅療養患者への支援
	(6) 在宅医療等に関する県民の理解促進
3 医療従事者の 確保・養成	(1) 医師、看護職員等の確保・育成
	(2) 医療従事者の勤務環境改善支援
4 介護従事者の 確保・養成	(1) 介護サービス従事者の確保・養成
	(2) 労働環境・処遇の改善
5 住まいの 安定的な確保	(1) 居住安定の確保
	(2) 特定施設等の整備推進等



【地域医療構想調整会議の設置・運営】

● これからの医療提供体制について

- ・少子高齢化の進行により、今後、医療・介護従事者の確保が困難となることが予想されます。また、これまで以上の病床整備は困難となるため、病床の役割分担が求められております。

- ・居宅や介護施設等における「在宅医療等」で増加する医療需要に対応するため、在宅療養患者を支える多職種（医師・歯科医師・訪問薬剤師・訪問看護・ヘルパー・ケアマネ等）の連携がさらに必要になっています。

● 地域医療構想調整会議の役割

- ・平成28年度から、「地域医療構想調整会議」を設置して、地域の医療提供体制の再構築のための協議を継続して実施することになりました。

- ・今後、急性期疾患の罹患から、治療、リハビリテーション、在宅等への復帰に至るまで、各地域における医療機関・病床の役割分担について協議していきます。

- ・医療提供側の取組を促すことと併せて、このような取組が行われていることをサービスの受け手である住民の方々にも理解していただくことが重要であるため、地域住民の皆様にも会議での協議状況についてホームページに議事内容を掲載して周知を図ります。

地域医療構想の推進体制・・・「地域医療構想調整会議」

・平成28年3月 地域医療構想の策定（保健医療計画の一部としての位置付け）

各圏域（構想区域）に地域医療構想調整会議を設置・運営

- ・各医療機関における自主的な病床の機能分化及び連携とともに、各構想区域での必要な調整を実施
- ・医療機関相互の協議のうえ、不足している病床機能等への具体的な対応策を検討
- ・各構想区域での協議の状況を医療審議会や地域医療協議会等へ報告し、平成30年度からの次期保健医療計画へ反映

地域医療構想調整会議（構想区域等ごと設置）

目的	医療関係者、保険者その他の関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策など、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。							
主な協議事項	①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議 ②病床機能報告制度による情報等の共有 ③地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項 ④その他、地域医療構想の達成の推進に関する協議							
設置区域	賀茂	熱海伊東	駿東田方	富士	静岡	志太榛原	中東遠	西部
開催状況	平成28年10月末までに各構想区域で2回開催 ※今後、随時開催予定							

住民の皆さまへ【（医療機関の上手な利用について）】

- 普段健康な人でも、いざというときに頼れる「かかりつけ医」を持ちましょう
 - ・病院にあまり行かない人でもかかりつけのお医者さん・薬局があると安心です。「かかりつけ医」を持ち、継続して診療を受けることで、急に具合が悪くなっても過去にどんな病気をし、また、どんな症状がでやすいかど体質を踏まえて診察し、その人にあった病気の知識や緊急時の対処法を受けることができます。
- 「平日は休めない」、「昼間は入んでいる」といった理由で夜間や休日に救急外来を利用する【コンビニ受診】はやめましょう
 - ・病院にあまり行かない人でもかかりつけのお医者さん・薬局があると安心です。診察には、医師だけでなく、看護師・検査技師・薬剤師など多くのスタッフが関わっています。すぐに救急外来を受診しなくてもいいときは、スタッフがそろっている診療時間内に受診する方がよいでしょう。
- 静岡こども救急電話相談「# 8000」の活用
 - ・休日、夜間の急なこどもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがよいのか迷ったときなどに電話で相談できるサービスです。保健師、看護師、小児科医師などから症状に応じた適切な対応の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられます。

医療と介護等の連携による地域包括ケアシステムの姿

